発行日:令和4年12月9日

令和5年度から「認定こども園ド・レ・ミ」への入園を希望される方は、入園 申込み前に**≪教育・保育給付認定**≫を受けなくてはなりません。

来年4月からの入園を希望される方は、役場へ必要書類の提出をお願いします。

●入園資格

【幼稚園】~令和5年4月1日で3歳~5歳の児童

【保育所】~新冠在住で裏面の「保育を希望される場合」に該当する児童

●条例設定 ○歳~2歳児 計 45名

定 員 3歳~5歳児 計120名(幼稚園、保育所の合計)

●受付期間 令和4年12月9日(金)~令和4年12月29日(木)

●提出先 新冠町役場 町民生活課町民生活グループ

●提出書類

【新規入園希望の方】

役場町民生活課窓口にて、申請用紙を受け取り、期日までに申請してください。

【継続利用希望の方】

現在(令和4年12月9日時点)、認定こども園ド・レ・ミに入園されている4歳児クラス以下(年中クラス以下)の方には、後日、関係書類を送付しますので、期日までに申請してください。

※申請にあたり、新規入園の場合はマイナンバーや雇用証明書、自営業(内職)に係る申告書、利用に係る申立書などの提出が必要となります。

※継続利用希望の方は郵送にて詳細をお知らせします。

~認定ことも園ド・レ・ミへの入園申込みについて~

「認定こども園ド・レ・ミ」からも令和5年度認定こども園ド・レ・ミ園児募集についてのお知らせがありますので、そちらをご確認ください。

問合せ先:町民生活課町民生活グループ社会係 担当者:浜口(TEL 0146-47-2112)

教育・保育給付認定とは

教育・保育給付認定は、小学校就学前のお子さんの居住する市町村で行います。 認定区分は3つあり、どの施設を利用するか、もしくは、世帯の状況により区 分が異なります。

認定区分		対 象
1号認定	教育標準時間認定 (幼稚園)	お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合
2号認定	満3歳以上•保育認定 (保育所)	お子さんが満3歳以上で、下記の「保育を希望される場合」に該当し保育園等での保育を希望される場合
3号認定	満3歳未満•保育認定 (保育所)	お子さんが満3歳未満で、下記の「保育を希望される場合」に該当し保育園等での保育を希望される場合

保育を希望される場合

保育を希望できる児童は、その家族が以下の理由であることなどが条件です。

(1) 就労等 1 か月の労働時間が 48 時間以上の方

(2)妊娠・出産 産前8週から産後8週まで

(3)疾病・障がい 疾病・負傷もしくは精神などに障がいを有している

(4) 求職活動 継続的に求職活動を行っていること

(5) その他 介護等、災害復旧、就学など

※就労時間などによって、【保育短時間型】と【保育標準時間型】があります。

【保育短時間型】 1日 8時間までの範囲で利用可能 【保育標準時間型】 1日 11時間までの範囲で利用可能

利用者負担額について

施設の利用者負担額は、令和元年 10 月から 3 歳以上はすべて無料となっており、3 歳未満のお子さんについては、世帯の収入状況(町民税所得割課税額)により決まります。また、毎年 9 月には前年の所得に応じて額の変更が行われます。

※算定に当たっての年齢は、当該年度の初日における年齢を適用します。

町外施設の利用を希望する方

町外施設を利用される場合は、以下のとおりとなりますので確認願います。

・ 幼稚園を希望する場合 直接、利用希望施設へ申込みください。

・保育を希望する場合 役場町民生活課窓口へお問い合わせください。

※「静内幼稚園」、「認定こども園マーガレット幼稚園・保育園」等への入園申込みについて、詳しくは直接、施設にご確認ください。